

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	動物園
処分の 名称	入園料の減免
処分権者	市長
根拠規定	周南市徳山動物園条例第4条
基準規定	周南市徳山動物園条例第4条
審査基準	周南市徳山動物園条例第4条 （入園料の減免） 第4条 次に掲げる者については、入園料の納付を免除する。 （1） 本市の区域内に居住し、住民基本台帳に記録されている者で、小学校、中学校及び高等学校その他これらに準ずる学校又は福祉施設の児童、生徒として確認できるもの （2） 本市の区域内の小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育所その他これらに準ずる学校又は福祉施設の児童、生徒を教育上の目的で引率して入園する教職員 （3） 本市以外の区域の福祉施設又は養護学校で教育上の目的で入園する児童、生徒及び引率する教職員 （4） 本市の区域内に居住し、住民基本台帳に記録されている者で、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を所持するもの又は生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けているもの （5） 市長が別に発行する優待入園券を所持する者 （6） 動物園が主催又は後援する行事に参加する小学生、中学生及び高校生 （7） 前各号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者 2 次に掲げる者については、入園料の納付を減額する。（1） 観光協定に基づく入園料割引券を所持する者] （2） 前号に掲げるほか、特に市長が必要があると認める者
標準処理 期間	事案に応じて1日～7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	動物園
処分の 名称	入園料、施設使用料及び土地使用料の還付
処分権者	市長
根拠規定	周南市徳山動物園条例第5条
基準規定	周南市徳山動物園条例第5条
審査基準	周南市徳山動物園条例第 5 条 （入園料、施設使用料及び土地使用料の還付） 第 5 条 既納の入園料、施設使用料及び土地使用料は、市長が特別の理由があると認める場合のほか還付しない。
標準処理 期間	7 日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	動物園
処分の 名称	入園の制限
処分権者	市長
根拠規定	周南市徳山動物園条例第6条
基準規定	周南市徳山動物園条例第6条
審査基準	周南市徳山動物園条例第 6 条 （入園の制限） 第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者は、その入園を許可せず、又はこれを退園させることができる。 （1） 公安若しくは風俗を乱し、又は他人の迷惑になるおそれがある者 （2） 保護者が同伴しない未就学幼児 （3） 管理者の指示に従わない者（4） 前 3 号に掲げる者のほか、管理上支障があると認める者
標準処理 期間	事案に応じて 1 日～ 7 日
備考	